解散公告（第二回）

当法人は、令和七年九月十七日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月三十一日

栃木県鹿沼市銀座一丁目一八七二番地

医療法人杏仁会

清算人　大谷　哲夫

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年九月三十日定款をもって定めた解散事由の発生により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月三十一日

神奈川県秦野市南矢名四丁目一二番一二号

医療法人社団須藤産科婦人科医院

清算人　須藤　廣子

解散公告（第三回）

当法人は、令和六年八月三十一日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年十月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月三十一日

富山県射水市戸破二五三三番地

宗教法人妙休寺

清算人　笹山　浄範

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年十月八日社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月三十一日

滋賀県近江八幡市鷹飼町五四五番地の四

医療法人社団久我内科医院

清算人　久我　正文

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年十月八日社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月三十一日

滋賀県彦根市長曽根南町三九五番地の七

医療法人たかはし整形外科

清算人　高橋　直久

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年九月二十日、高松地方裁判所丸亀支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月三十一日

香川県丸亀市中府町五六七番地

宗教法人石鎚本教丸亀教会

香川県丸亀市城西町二丁目四番二五号

アット丸亀ビル二階　和田節代法律事務所

清算人　弁護士　和田　節代

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年十月一日、高松地方裁判所丸亀支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月三十一日

香川県仲多度郡まんのう町造田一三八番地

宗教法人誠光教聖天教會

香川県丸亀市城西町二丁目四番二五号

アット丸亀ビル二階　和田節代法律事務所

清算人　弁護士　和田　節代

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年三月二十九日開催の社員総会の決議並びに長崎県知事の認可により、令和七年九月十七日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月三十一日

長崎市宿町二七番地三

医療法人川本内科医院

清算人　川本　充